

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
2月28日
(金曜日)

目次

- 規則 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………一
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………二
- 告示 瀬戸内海環境保全特別措置法第八條第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)(環境政策課)……………六
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………〇
- 建築士法第四條第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築指導課)……………〇
- 建築士法第十五條第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築指導課)……………二
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)……………三
- 公告 山口しごとセンターに係る指定管理者の指定(労働政策課)……………三
- 教委規則 山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則……………四
- 山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則……………四
- 選管告示 政治団体の名称等……………五
- 政治団体の異動事項……………五
- 解散等に係る政治団体の名称等……………五
- 政治資金規正法第十九條第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………六
- 指定の取消しに係る資金管理団体の名称等……………六
- 雑報……………六

公文書の開示の状況の公表……………一六



介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年山口県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「医療法施行規則」の下に「(昭和二十三年厚生省令第五十号)」を加え、同項を同條第三項とし、同條第六項を同條第四項とする。

第十二條に次の一項を加える。

3 管理者が次に掲げる業務を委託する場合には、医療法施行規則第九條の八、第九條の九、第九條の十二、第九條の十三、別表第一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)第十二條並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第七十五号)附則第二條の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号。以下「旧臨床検査技師等法施行規則」という。)第十二條の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九條の八第一項中「法第十五條の三第一項第二号の病院、診療所又は前條の施設(施設告示第四号に定める施設を除く。）」における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は施設告示に定める施設(施設告示第四号に掲げる施設を除く。）」における検体検査の業務(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「基準規則」という。))第十二條第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同條第二

項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準規則第十二条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「基準規則第十二条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「基準規則第十二条第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項及び旧臨床検査技師等法施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第十二条第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査の業務

二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に改め、「書類」の下に「（当該書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三号から第六号までに掲げる書類については、知事又は指定試験機関（法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者をいう。以下同じ。）に提出した第二十七条第一項第一号から第四号までに掲げる書類に記載された内容と同一の内容であるときは、その添付を省略することができる。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

第二条第一項中第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に規定する学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する書類

四 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足りる書類

五 前号に掲げる者以外の法第四条第四項第三号に該当する者にあつては、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

六 法第四条第四項第二号又は第四号に該当する者にあつては、実務経歴書（別記第一号様式の二）及び実務経歴証明書（別記第一号様式の三）

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、それぞれ、二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に、前項第一号及び第七号に掲げる書類（当該書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）並びに外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

第三条第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第六条第二項及び第七条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

3 第一項の報告書及びその添付書類（以下この項において「報告書等」という。）の

提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第二十一条第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二十三条中「これらの規定」を「第二条第一項中「添えて知事」とあるのは「添えて指定登録機関」と、第二条第二項、第三条、第五条、第六条第一項、第七条第一項及び第四項、第十条並びに第十二条」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改める。

第二十五条中「その申請により」を削り、「係る二級建築士試験又は木造建築士試験」の下に「（以下この条において「学科合格試験」という。）」を加え、「二回」を「四回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち二回（学科合格試験の建築設計製図の試験を受けなかった場合にあつては、三回）」に改める。

第二十七条第一項中「法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に改め、同項後段を削り、同項第一号中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 知事が別に定める法第十五条第二号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足りる書類
第二十七条第一項中第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 前号に掲げる者以外の法第十五条第二号に該当する者にあつては、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 法第十五条第三号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書
第二十七条に次の一項を加える。

3 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験願書に第一項各号に掲げる書類を添え、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。

第三十六条第二項中「合格者一覧表」の下に「、受験願書並びに第二十七条第一項各号に掲げる書類」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第十八条第三項の規定は、第一項の報告書及びその添付書類の提出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「指定登録機関」とあるのは、「指定試験機関」と読み替えるものとする。

別記第一号様式中「~~第2号~~」を「~~第3号~~」に、「~~第3号~~」を「~~第5号~~」に、

試験	合格証書の番号	第	号	合格の年月日	年	月	日

を

試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年						
	合格証書の番号	第	号	合格の年月日	年	月	日
登録申請区分	1	学歴のみ 建築設備士	2	学歴及び実務 建築士法第4条第5項	3	実務のみ	
	学	校	名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月		
1 みにより 申請する 場合					年	月	入学 卒業(修了)
					年	月	入学 卒業(修了)
2 学歴及び 実務に 申請する 場合	学	校	名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験 期間の合計	
					年	月	入学 卒業(修了)
3 実務の みにより 申請する 場合					年	月	入学 卒業(修了)
					年	月	入学 卒業(修了)
4 建築設備 士に 申請する 場合	建	築	設	備	士	登	録
	第	号	号	号	年	月	日
5 建築士 法第4条 第5項に 申請する 場合	免	許	名	称	免	許	者
	第	号	号	号	年	月	日
				資格認定書の年月日	年	月	日

を

建築士法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に規定する学

- 2 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- 3 建築士法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に規定する学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する書類
- 4 知事が別に定める建築士法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつて

は、その基準に適合することを証するに足りる書類

- 5 知事が別に定める建築士法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者以外の同号に該当する者にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- 6 建築士法第4条第4項第2号又は第4号に該当する者にあつては、実務経歴書(別記第1号様式の2)及び実務経歴証明書(別記第1号様式の3)

別記第一号様式の注中3を削り、4を3とし、5を4とする。
別記第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2 (第2条、第27条関係)

実務経歴書 年 月 日

山口県知事様

氏名 (印)

私は、二級建築士の免許を受けたので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを記する実務経歴証明書を提出します。
下記事項が真実であり、かつ、正確であることを誓います。

記

勤務先(部署名まで)		所在地(番地まで)		勤務先等		在職期間の合計	
年	月	年	月	年	月	年	月
在職期間		地位・職名		建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)			
年	月	年	月	年	月	年	月
建築実務の詳細		建築実務の所在地		建築実務経験期間の合計			
対象物件の名称等		対象物件の所在地		年	月	年	月
1		(できるだけ具体的に)		建築実務の経験の対象となる業務の内容(用途・権造・規模・担当業務等)			
2		(できるだけ具体的に)		建築実務の経験の対象となる業務の内容(用途・権造・規模・担当業務等)			
3		(できるだけ具体的に)		建築実務の経験の対象となる業務の内容(用途・権造・規模・担当業務等)			

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
2 この実務経歴書は、勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、建築実務の経験の対象となる業務の内容を年代順に記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第1号様式の3 (第2条、第27条関係)

山口県知事 様

実務経歴証明書

年月日

郵便番号
住所
証明者氏名

(電話番号)

下記の者について、実務経歴書の内容が事実と相違しないことを証明します。
記

氏名		
証明者の関係	建築実務経歴期間の合計	年 月
	建築実務の内容	

注 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の免許の申請については、改正後の建築士法施行細則第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の直近において行われた二回の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者(他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。)に対する学科の試験の免除については、改正後の建築士法施行細則第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。



山口県告示第五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年二月二十八日から同年三月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社トクヤマ

住所 周南市御影町一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場

所在地 周南市晴海町一番一号

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特

四 定事業場から排出される水の処理施設
 変更しようとする事項の内容
 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
 (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更前	変更後	通 常 最 大	通 常 最 小	
七四	七	七	九	六	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	一三・二	一三・一	二〇・四	二〇・二	四一、五八三 五六、七一五
	〃	〃	〃	〃	
〃	二〇・三	二〇・二	〇・一	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	二〇・三	二〇・二	〃	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	〇・一	〃	〃	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	一	〃	〃	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通 常 最 大	通 常 最 小	
沈 殿 池	一〇・五	〃	九	六	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	一三・二	一三・一	二〇・四	二〇・二	四一、五八三 五六、七一五
	〃	〃	〃	〃	
〃	二〇・三	二〇・二	〇・一	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	二〇・三	二〇・二	〃	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	〇・一	〃	〃	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	
〃	一	〃	〃	〃	四一、二七四 五六、三〇二
	〃	〃	〃	〃	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	項目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		変更前	変更後	
〃	水素イオン濃度 (水素指数)	七	七	四七三、二七四 六五六、三〇二
		〃	〃	
〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	三・九	三・九	四七三、二七四 六五六、三〇二
		〃	〃	
〃	浮遊物質量 (mg/l)	五	五	四七三、二七四 六五六、三〇二
		〃	〃	
〃	窒素 (mg/l)	二・一	二・一	四七三、二七四 六五六、三〇二
		〃	〃	
〃	りん (mg/l)	〇・一	〇・一	四七三、二七四 六五六、三〇二
		〃	〃	
〃	ふっ素 (mg/l)	五	五	四七三、二七四 六五六、三〇二
		〃	〃	
〃	排水の一日当たりの量 (m ³)	四七三、二七四	四七三、二七四	四七三、二七四 六五六、三〇二
		〃	〃	

山口県告示第五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年二月二十八日から同年三月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 E Jホールディングス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 E Jホールディングス株式会社宇部事業所
所在地 宇部市大字藤曲二五四八番二号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五号のみそ、
しよ油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する濃縮施設及びろ過施設、同表第三十号の発酵工業の用に供する蒸留施設及びろ過施設並びに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排 水 口	変更前		変更後	
	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	二・五	〃	〃	〃
〃	三・八	〃	〃	〃
〃	五	〃	〃	〃
〃	一〇	〃	〃	〃
〃	〇・三	〃	〃	〃
〃	〇・六	〃	〃	〃
〃	〇・二	〃	〃	〃
〃	〇・二三	〃	〃	〃
〃	一	〃	〃	〃
〃	二、四三〇	〃	〃	〃
〃	四、一八五	〃	〃	〃

No. 2 排水口	
変更後	変更前
〃	八・五
〃	九・六
〃	五
〃	三〇
〃	八
〃	二五
〃	検出せず
〃	〇・七
〃	五
〃	〇・一五
〃	〇・四
四、八〇〇	七、六〇〇
三六、〇〇〇	三七、六〇〇

山口県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年二月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

道路の種類 県道
 路線名 光柳井線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
光市大字浅江字飯上三三六七の一地 先から 同市虹ヶ丘六丁目七八九の五〇地先 まで	新	旧	最狭 一〇・〇 最広 四三・二	五九三・二	起点の変更に よる。
	旧	新	最狭 六・四 最広 二四・八	三二二・四	
光市大字浅江字飯上三三六七の一地 先から 同市虹ヶ丘六丁目七九五の七地先ま で	新	旧	最狭 二四・八 最広 六・四	三二二・四	起点の変更に よる。
	旧	新	最狭 一〇・〇 最広 四三・二	五九三・二	

山口県告示第五十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者をおおりの定め、令和二年三月一日から施行する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

一 別表第一の第一欄に掲げる学校において同表の第二欄に定める科目を修めて卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）であつて、その卒業後（同法による専門職大学の前期課程にあっては修了後）、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号の建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有するもの

二 別表第二の第一欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校であつて修業年限が同表の第二欄に定める年数以上のものにおいて、それぞれ同表の第三欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める年数以上の建築実務の経験を有するもの

三 別表第三の第一欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練であつて修業年限が同表の第二欄に定める年数以上のものにおいて、それぞれ同表の第三欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める年数以上の建築実務の経験を有するもの

四 建築士法第二条第五項の建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下「平成十八年改正法施行日」という。）前に建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号から第二号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（昭和四十八年山口県告示第二百八十六号。以下「昭和四十八年告示」という。）の一から八までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験年数がこれらの課程に応じてそれぞれ昭和四十八年告示の一から八までに定める年数に満たない者であつて、平成十八年改正法施行日以後に、平成十八年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合せてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和四十八年告示の一から八までに定める年数以上となるもの

六 平成十八年改正法施行日前から引き続き昭和四十八年告示の一から四まで及び六に掲げる課程に在学した者であつて、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修

山口県告示第五十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第二号の規定により、同条第一号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和二年三月一日から施行する。
 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（平成二十年山口県告示第五十七号）は、令和二年二月二十九日限り、廃止する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 別表第一の一欄に掲げる学校において同表の第二欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号の建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有するもの
- 二 別表第二の一欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専修学校又は各種学校であつて修業年限が同表の第二欄に定める年数以上のものにおいて、それぞれ同表の第三欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める年数以上の建築実務の経験を有するもの
- 三 別表第三の一欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練であつて修業年限が同表の第二欄に定める年数以上のものにおいて、それぞれ同表の第三欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める年数以上の建築実務の経験を有するもの
- 四 建築士法第二条第五項の建築設備士
- 五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百四十四号）の施行の日（以下「平成十八年改正法施行日」という。）前に建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号から第二号までに掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（昭和四十八年山口県告示第二百八十六号）の一から八までに掲げる課程に在学した者であつて、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業したもの
- 六 一から五までに掲げるもののほか、知事が建築士法第十五条第一号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者

別表第一

防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発短若しくは職業能力開発短期大学校 学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一の規定中「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一の規定中「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目
	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一の規定中「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目

別表第二

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校 学校教育法による中学校又は義務教育学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目
	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目

別表第三

学校教育法による高等学校若しくは中等	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目
--------------------	------------------------------

教育学校又は旧中等学校令による中等学校	一年	科目	零
	三年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	零
学校教育法による中学校又は義務教育学校	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一の規定中「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	一年
	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一の規定中「二十単位」とあるのを「十単位」と読み替えた場合における令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	二年

備考 第三欄に規定する科目の単位の計算については、専修学校設置基準の規定を参照して行うものとする。

山口県告示第五十六号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表株式会社ゆうちょ銀行の項を次のように改める。

株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目七番二号	国内に所在する店舗及び日本郵便株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局（株式会社ゆうちょ銀行を銀行法（昭和十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む日本郵便株式会社）の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限り、以下この項において単に「郵便局」という。	公金の収納事務（県外に所在する店舗及び郵便局（鳥取県、島根県、岡山県及び広島県に所在する店舗及び郵便局を除く。）にあつては、現金又は現金に代えて納付される証券による公金（県税及びふるさと納税を除く。）の収納事務（手数料をなく）の収納事務（手数料をなく）を利用して利用する方法によるものを除く。）を除く。）
------------	-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三の表株式会社商工組合中央金庫の項を削り、同表朝銀西信用組合の項取扱事務の範囲の欄中「ク」を「公金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものを除く。）」に改める。



(三六) 山口しごとセンターに係る指定管理者の指定

山口県しごとセンター条例（平成十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第八条第一項の規定により、山口しごとセンターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社日本マンパワー 東京都千代田区神田東松下町四七番一号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事務
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第六条の規定により、山口しごとセンターの利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事務
- 三 指定しようとする期間
令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間



山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県立高等学校等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県立高等学校、山口県立中学校、山口県立中等教育学校及び山口県立特別支援学校に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号。以下「人委規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り等)
第二条 会計年度任用職員の週休日(法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))及び校務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の週休日に限る。)、勤務時間及び休憩時間は、教育長が定める基準に従って、あらかじめ校長が定めるものとする。

2 校長は、校務の運営のため必要があるときは、四週間を超えない範囲内で定める期間について一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分(パートタイム会計年度任用職員にあつては、人委規則第二条第一項の規定により定められた勤務時間。以下この項において同じ。))を超えない範囲内で、特定の週において三十八時間四十五分又は特定の日において七時間四十五分を超える勤務時間を定めることができる。

3 校長は、会計年度任用職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替えを行うことができる。
(正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令)
第三条 人委規則第八条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(休日における勤務の命令)
第四条 人委規則第九条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(代休日の指定)
第五条 人委規則第十条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。
(代休日における勤務の命令)
第六条 人委規則第十条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(年次有給休暇)
第七条 校長は、会計年度任用職員から人委規則第十一条第二項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。
(年次有給休暇以外の休暇の承認)
第八条 人委規則第十二条第四項の規定による承認は、校長が行うものとする。

附則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会事務局等の会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育委員会が任命する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(学校に勤務する会計年度任用職員を除く。以下単に「会計年度任用職員」という。)の勤務時間及び休憩時間について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)
第二条 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の勤務時間は、次の各号のいずれかとする。

- 一 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
 - 二 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時四十五分まで
- 2 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の勤務時間は、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

(休憩時間)

第三条 会計年度任用職員の休憩時間は、正午から午後一時までとする。

(勤務時間及び休憩時間の特例)
 第四条 勤務条件の特殊性により、前二条の規定により難い会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間については、所属長が教育長の承認を受けて別に定めることができる。

第五条 所属長は、会計年度任用職員(その勤務時間が第二条第一項第二号に掲げる勤務時間である会計年度任用職員を除く。)から請求があった場合においては、第二条の規定にかかわらず、その者の始業及び終業の時刻を教育長が別に定める特定の時刻とすることができる。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部改正(山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「職員」の下に「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。



山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
岡崎隆志後援会	松田 秀男	河野 和夫	萩市大字吉部上2137の23		令和2、8
岡村隆後援会	西山 厚生	窪井 敏	美祿市大嶺町東分348の1		〃 〃 14
仲友会	武居 尚	岩武 生真	周南市梅園町2丁目31		〃 〃 16

小林なおき後援会	小林 正樹	小林亜由子	〃 〃 大字久米政所1507の4		〃 〃 27
----------	-------	-------	------------------	--	--------

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
小林雄二後援会	立野 直樹	代表者事務所	立野 直樹 山口市幸町3番22号	立野ニッセ 山口市若宮町2番44号	令和2、7、5
全国小売酒販政治連盟山口県支部	松野 知之	事務所	坂本 史朗 高野 安市	橋本けんじ後援会 坂本 史朗 会計責任者	〃 〃 31
橋本けんじ後援会	坂本 史朗	代表者事務所	高野 安市 上田 俊雄	藤田ごうじ後援会 村上 敏一	〃 〃 1
藤田ごうじ後援会	村上 敏一	代表者事務所	山本 繁俊 中村 憲三	山口県社会保険労務士政治連盟 川崎 潔 代表者	〃 〃 22
山口県社会保険労務士政治連盟	川崎 潔	代表者事務所	川崎 潔 品川 稀郎	山口県社会保険労務士政治連盟 川崎 潔 代表者	令和元、7、6、7
夢と活力あふれる美祿市政を実現する会	秋山 貴文	代表者事務所	秋山 貴文 篠田 洋司		〃 〃 12、15

山口県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日

大草ひろき後援会	河野 憲運	岡本 善克	長門市三隅下933の1	令和2、15
河村敏夫後援会	三浦 克己	木村 民夫	周南市川崎2丁目21番17号	平成31、4、30
西嶋裕作後援会	中野 威	桑原 良亭	山口市中央5丁目8番12号	令和元、12、31
西村栄弘後援会	西村 栄弘	西村 陽子	玖珂郡和木町和木3丁目3番13号	〃
21世紀の山口を創造する裕作の会	西嶋 裕作	桑原 良亭	山口市中央5丁目8番12号	〃
防府いちばんを実現する会	藤井 伸昌	玉田 浩之	防府市大字上右田619の2	〃

山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でない く、なつた年月日)
西嶋 裕作	21世紀の山口を創造する裕作の会	令和元、12、31

山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一 郎

資金管理団体の指定の取消しをした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (取消年月日)
篠田 洋司	夢と活力あふれる美祿市政を実現する会	令和元、12、14



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十三条の規定により、平成三十年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村岡 隆 政

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等

(単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理				状 況		そ の 他
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	未 処 理	そ の 他		
8,957 (232)	4,602 (37)	3,622 (185)	458 (10)	47	228		

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理				状 況		そ の 他
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	未 処 理	そ の 他		
総 務 部	1,186 (181)	54 (5)	1,116 (176)	7	0	9		
総 合 企 画 部	35	19	4	0	0	12		
産 業 戦 略 部	1	0	1	0	0	0		
環 境 生 活 部	645	184	17	437	0	7		
健 康 福 祉 部	443 (16)	129 (7)	286 (5)	14 (10)	2	12		
高 工 労 働 部	26 (7)	25	1	0	0	0		
観 光 ス ポーツ 文 化 部	116	7	105	0	2	2		
農 林 水 産 部	906 (1)	873 (1)	6	0	0	27		
土 木 建 築 部	4,459 (29)	2,910 (26)	1,445 (3)	0	28	106		
会 計 管 理 局	2	2	0	0	0	0		

計	7,819 (228)	4,203 (33)	2,951 (185)	458 (10)	32	175
議会	24	10	11	0	0	3
教育委員会	48	24	9	0	13	2
選挙管理委員会	54	22	30	0	0	2
人事委員会	7	5	0	0	0	2
監査委員会	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	793 (3)	165 (3)	593	0	1	34
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	210 (1)	171 (1)	28	0	1	10
地方独立行政法人	2	2	0	0	0	0
合 計	8,957 (232)	4,602 (37)	3,622 (185)	458 (10)	47	228

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合 計
法令等情報 (第1号)	10 (5)	14 (10)	24 (15)
個人情報 (第2号)	2,263 (181)	460 (10)	2,723 (191)
法人等情報 (第3号)	2,384 (3)	437	2,821 (3)
犯罪捜査等情報 (第4号)	165	0	165
意思形成過程情報 (第5号)	5	0	5
行政運営情報 (第6号)	564 (1)	2	566 (1)
協力・信頼関係情報 (第7号)	266 (3)	439	705 (3)
合議制機関等情報 (第8号)	10	0	10
合 計	5,667 (193)	1,352 (20)	7,019 (213)

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
- 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
- 事実により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取 下 げ 審 査 中
	認 答	一部認答	棄 却	却 下	
11 (16)	0	0 (8)	0 (1)	0	0 (7)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成三十年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

令和二年二月二十八日

山口県知事 村 岡 隆 政

- 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理
開示の請求	652 (7)	252 (7)	348	24
開示の申出	14,473	14,473	0	0
合 計	15,125 (7)	14,725 (7)	348	24

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理			状 況	
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総務部	35	0	35	0	0	0
総合企画部	4	2	0	0	1	1
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	11	11	0	0	0	0
健康福祉部	98	65	24	0	2	7
商工労働部	35	34	1	0	0	0
観光スポーツ文化部	10	8	0	0	0	2
農林水産部	10	3	7	0	0	0
土木建築部	1	1	0	0	0	0
会計管理局	0	0	0	0	0	0
計	204	124	67	0	3	10
議 会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	50 (5)	45 (5)	2	0	3	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	140	140	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公安委員会	14,086	14,074	0	0	12	0
警察本部長	369	79	276	0	4	10
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	276 (2)	263 (2)	3	0	2	8

(単位 件)

合 計	15,725 (7)	14,725 (7)	348	0	24	28
-----	---------------	---------------	-----	---	----	----

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合 計
法令秘密情報 (第1号)	0	0	0
未成年者情報 (第2号)	0	0	0
第三者情報 (第3号)	345	0	345
法人等情報 (第4号)	29	0	29
犯罪捜査等情報 (第5号)	81	0	81
意思形成過程情報 (第6号)	1	0	1
評価・選考等情報 (第7号)	1	0	1
行政運営情報 (第8号)	165	0	165
協力・信頼関係情報 (第9号)	4	0	4
合 議 制 機 関 等 情 報 (第10号)	0	0	0
合 計	626	0	626

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理			状 況	
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	そ の 他	
0	0	0	0	0	

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

利用停止の請求の 件数	処 理 状 況			
	利用停止	非利用停止	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

(単位 件)

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての 件数	不服申立てに対する決定又は裁決					取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 却	下	
3 (6)	0	0	0 (3)	0	0	3 (3)

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

令和二年二月二十八日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁